

## 令和2年9月1日～30日におけるイベント開催及び施設管理の留意事項（概要）

<b>イ ベ ン ト 開 催 の 留 意 事 項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋内、屋外ともに参加人数は5,000人以下。</li> <li>○ 屋内については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容定員の半分程度以内の参加人数にする。</li> <li>・ 座席等により、参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保する。</li> </ul> </li> <li>○ 屋外については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人と人との距離を十分に確保すること。（できるだけ2m）</li> <li>・ 座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内の参加人数にする。</li> </ul> </li> <li>○ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県（イベントまたは施設の所管課）に事前相談をする。</li> <li>○ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等で、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。</li> </ul>	
	<b>主催者及び施設管理者の対応</b>	<b>参加者の対応</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は参加を控えてもらう。 （その際の払い戻し措置等を規定）</li> <li>・ 「接触確認アプリ」のインストールを参加者に促す。</li> <li>・ 参加者の連絡先等の把握を徹底。</li> <li>・ 原則、マスクを着用することを促す。 （熱中症等の対策が必要な場合を除く）</li> <li>・ こまめな消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動の徹底を促す。</li> <li>・ 3密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底。</li> <li>・ 業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避を促す。</li> <li>・ 業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱等の症状がある者は参加しない。</li> <li>・ 「接触確認アプリ」をインストールする。</li> <li>・ 連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じる。</li> <li>・ 原則、マスクを着用する。 （熱中症等の対策が必要な場合を除く）</li> <li>・ こまめな消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底。</li> <li>・ 3密（密集、密接、密閉）の環境を避ける。</li> <li>・ 打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避。</li> </ul>
<b>施 設 の 留 意 事 項</b>	<b>施設管理者の対応</b>	<b>施設利用者の対応</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は利用を控えてもらう。</li> <li>・ 「接触確認アプリ」のインストールを利用者に促す。</li> <li>・ 利用者の連絡先等の把握を徹底。</li> <li>・ 原則、マスクを着用することを促す。 （熱中症等の対策が必要な場合を除く）</li> <li>・ こまめな消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動の徹底を促す。</li> <li>・ 3密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底。</li> <li>・ 業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱等の症状がある者は施設の利用を含め、外出を控える。</li> <li>・ 「接触確認アプリ」をインストールする。</li> <li>・ 連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じる。</li> <li>・ 原則、マスクを着用する。 （熱中症等の対策が必要な場合を除く）</li> <li>・ こまめな消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底。</li> <li>・ 3密（密集、密接、密閉）の環境を避ける。</li> </ul>

※ 詳細については、令和2年7月8日付、7月23日付及び8月24日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」「8月1日以降における催物の開催制限等について」「9月1日以降における催物の開催制限等について」を参照。